令和８年度定時総会における質問及び意見への回答について

ブロック名	事　項	質問及び意見（要旨）	回答（要旨）
京都市北西ブロック	代議員制について	総会の資料送付の折、定款に基づく代議員制とありますが、一般の会員は出席も傍聴もできないという意味でしょうか。定款を確認したいので、ホームページが閉鎖されているので、定款を見たいという会員の声をどのように受け止めているのでしょうか。	当会のホームページについては、障害に伴い閉鎖し、現時点では仮設ホームページで運営をしております。以前のホームページには定款が載っていたのですが、順次、更新をしております。速やかに掲載できるよう更新作業を進めます。 定時社員総会は、定款第 11 条に基づき、正会員 50 人の中から 1 名の割合で選出される代議員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員として開催します。そのため、総会への出席は代議員を基本としますが、総会の内容についてはケアマネポート等を通じて会員の皆さまへ周知していきます。
京都市北西ブロック	介護専門員からの相談件数について	組織会員委員会の報告の中で、介護専門員からの相談（５件）に対応したとの記載があるが、会員からの相談を受ける事業がどこにあるか。ホームページに記載されているのか。 ５件というのは、会員数に対してあまりにも少ない気がします。多くのケアマネが疲弊する中、離職・退職によるケアマネ不足が全国的にも課題となっている状況です。職能団体として「現場の声を聴く場」は重要です。先日、埼玉県で訪問中のケアマネが刺殺される痛ましい事件がありました。会員に対する相談窓口の明確化とその相談機能の益々の拡充・強化を要望します。	会員からの相談については、随時の受け付け、内容に応じて役員等で対応方針等を検討した上で回答しています。相談件数は近年おおむね同程度で推移していますが、職場や地域での相談支援体制が整っていることを認識しています。相談内容は、制度や運用の確認に関するものが多い状況であります。 また、昨年度から顧問弁護士の無料法律相談を開始しており、仮設ホームページへ掲載し、相談体制の充実に努めます。
京都市北西ブロック	制度外業務のシャドーワークについて	介護支援専門員は、利用者の権利擁護、自立支援を本文としていますが、公的保険の実務者として「執行と調整」役の２役を背負っています。この二つの調和は重要ですが、利用者のための頑張りが評価されず、法の順守と利用者の権利で摩擦が生じることが見られます。 介護支援専門員が多く抱えるシャドーワークは、暫定プラン問題、キーパーソン不在問題、末期がん認定間に合わない問題等ありますが、これらを地域包括や居宅介護支援事業所と連携というだけで解決することはできません。 制度外業務のシャドーワークの可視化ついて、具体的にはどのような手法をとられる予定ですか。また、今後の政策提言ついて予定はありますか。	具体的な検討方法はまだ行っていない。具体的にはアンケート調査になると思うが、日本協会や日総研が先行研究をされているので、それを基に京都府内での状況を明らかにできたらと思っている。 政策提言については、今後検討という形になってくると思います。なお、介護保険最新情報 Vol.1508 にあるとおり、介護支援専門員の安全確保のため、利用者宅に複数名で訪問する場合の経費（介護支援専門員等の同行訪問による経費）について、令和７年度補正予算（令和８年度に繰越済み）に計上している「地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業」の中の「介護支援専門員業務負担軽減支援事業」を活用できないかと考えている。

京都市南東ブロック	介護支援専門員の殺害事件の対応について	埼玉県で居宅ケアマネが利用者宅での訪問時に利用者の息子に首を刺され殺害され、息子も自死するという悲劇的な事件が発生しました。被害者のケアマネさんの御冥福をお祈りすると共に、ご家族、所属事務所の無念のほどはいかばかりであろうか。一口に「ＢＣＰ」と言っているが、これこそ究極のＢＣＰであり、当会も緊急声明を挙げるべきである。併せて「カスハラ対策」も系統だてて準備すべきだ。それこそ一人ケアマネの「殉職」を無駄にしてはならない。	令和８年６月１日に発生した介護支援専門員の殺害事件について、当会として深く哀悼の意を表します。 本件は現在、警察による捜査が進められており、詳細な経緯や背景は明らかになっていません。 日本介護支援専門員会は、事件翌日の６月２日に声明を発出しておりますのでご紹介します。「このような事件はいかなる事情があるとしても、断固として許されるものではありません。国民の福祉の増進のため尽力している専門職として、その善意を踏みにじる行為と言わざるを得ません。私たちは、このような事件に屈することなく、これからも高齢者およびその家族の生活の案寧の為に邁進してまいることを、ここに宣言します。最後に、今回の事件により不安を抱えている全国の介護支援専門員の皆さまに対し、当協会としても、訪問時の安全確保に関する実務的な支援を強化し、必要な取り組みを進めてまいります。」 また、６月３日発出の介護保険最新情報 Vol.1508 では、介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底が示されています。カスタマーハラスメント防止については、この 10 月から「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安全及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正する法律」により雇用管理上必要なすべての事業者に義務づけられることとなっております。 当会での声明については、全国で起こった介護支援専門員に関する案件をすべて京都府介護支援専門員会として出していくことは難しいと考えています。日本協会が先に専念化しているので、それを基に連動して動いていく形にしていきたい。